

○五城目町学校給食費無償化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)に基づき実施する学校給食(以下「学校給食」という。)に関し、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号。)第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。)の経済的な負担軽減と児童生徒の心身の健やかな成長を促進するため、五城目町学校給食費無償化補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 五城目町立の小学校及び中学校(以下「町立学校」という。)に在籍し、かつ、町内に住所を有する児童生徒の保護者
 - (2) 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍し、かつ、町内に住所を有する児童生徒の保護者
 - (3) 町立学校以外の小学校又は中学校に在籍し、かつ、町内に住所を有する児童生徒の保護者
 - (4) その他、町長が特に交付することが適当と認めた児童生徒の保護者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定により、教育扶助を受けている場合
 - (2) 五城目町準要保護児童生徒就学援助費の支給を受けている場合
 - (3) 特別支援教育就学奨励費補助金を受けている場合。ただし、減免措置等を受けていない額については、学校給食費無償化補助金の交付対象とする。
 - (4) 他市町村の制度により、学校給食費の補助又は免除を受けている場合。ただし、減免措置等を受けていない額については、学校給食費無償化補助金の交付対象とする。
 - (5) 児童又は生徒の長期欠席、その他やむを得ない理由により、学校給食の提供が中止されている場合。ただし、食物アレルギー等により完全弁当持参の場合は、1食分につき学校給食費単価額を上限として、学校給食費無償化補助金の交付対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、法第11条第2項の規定に基づく保護者が負担すべき学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）相当額の10分の10以内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、町長が指定する期日までに学校給食費無償化補助金申請書（様式第1号）を児童生徒が在籍する町立学校の校長を経由し、町長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する保護者は、直接町長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査を行い、補助金の交付の可否を決定（以下「交付決定」という。）し、当該保護者に、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付)

第6条 第4条ただし書に規定する保護者は、学校給食費無償化補助金請求書（本人用）（様式第2号）に学校給食費受領等証明書（別紙1）を添付し、当該年度の学校給食終了後に直接町長に提出するものとする。

2 町長は前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(代理受領及び代理請求)

第7条 第2条第1項第1号に規定する保護者は、補助金の請求及び受領に関して、町立学校の校長を代理人とする。

2 委任を受けた町立学校の校長は、当該保護者に対して請求する学校給食費相当額を限度として、当該保護者に代わって支援金を学校給食費無償化補助金請求書（代理人用）（様式第3号）に児童生徒喫食計画及び実施報告書（別紙2）を添付して請求し、受領する。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第2条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。